

(3) 労働安全

(No. 36) 危険作業等の把握【作業工程：計画、重要度：重要】

規範項目	・ 農業生産活動における危険な作業等の把握
説明	・ 農作業を安全に行うため、日常的に農作業の手順、作業環境や危険箇所についてチェックし、改善することで、事故を未然に防ぎましょう。

【取組内容】

1 危険な作業の把握

- (1) 安全で効率的な農作業のための準備をしましょう。
農道曲がり角の隅切り、路肩の草刈り、軟弱地補強、危険箇所への表示板の設置、高所での滑り止め、手すり等を設置しましょう。
- (2) 農作業委託者は、受託者に危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努めましょう。

2 作業者の安全意識の保持

- (1) 作業開始前に作業に関わるリスクを予測し、対応策を考える習慣を身に付けておきましょう。
- (2) 緊急時の連絡体制を確認し、事故を最小限にするため、応急処置の知識を身に付けておきましょう。
- (3) 作業時は、家族等に作業内容や作業場所、終了予定時刻等を必ず伝えておきましょう。

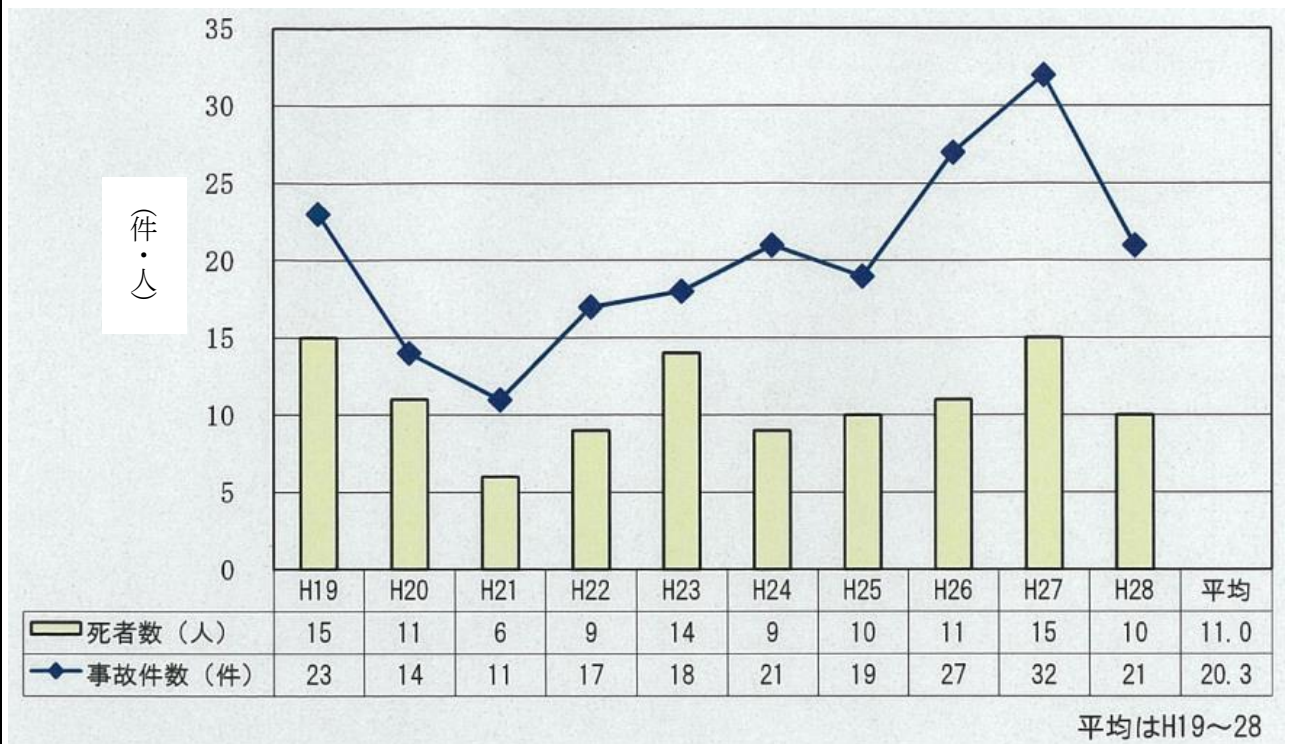
《県内の農作業事故発生状況》

平成 28 年（1 月～12 月）の農作業事故発生件数は 21 件、うち死者数は 10 人

《農作業事故の傾向（過去 10 年）》

- ① 死亡者の約 6 割が 70 歳以上の高齢者
- ② 乗用型トラクターによる事故が全体の 30% と最も多い
- ③ ほ場への出入りや傾斜地など危険箇所での転落・転倒が多い
- ④ 機械点検中や衣服等による機械への巻き込まれ事故が多い
- ⑤ はしごや脚立、高所作業台車等を使用した高所での事故が増加傾向



《青森県内農作業事故発生状況（過去 10 年）》



(No. 37) 農業従事者の制限【作業工程：植付け・栽培・収穫、重要度：重要】

規範項目	・機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限
説明	・農作業事故を防止するために、病気やケガ、過労などにより正常な作業が困難と判断される場合は、作業には従事させないことが重要であり、高齢者や女性、年少者等の場合は、作業内容に留意しましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 機械作業、高所作業等危険を伴う作業の制限</p> <p>(1) 飲酒または酒気を帯びている者</p> <p>(2) 薬を服用し、作業に支障がある者</p> <p>(3) 病気、負傷、過労により、正常な作業が困難な者</p> <p>(4) 妊娠中及び産後1年を経過していない者</p> <p>(5) 年少者</p> <p>(6) 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く）</p> <p>(7) 機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者</p> <p>2 適正な作業の実施</p> <p>(1) 作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性があります。また、複数で作業を行う場合には、事前にその日の作業について打合せを行い、一日の作業時間が8時間を越えないよう努め、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るようにしましょう。</p> <p>(2) 適当な休養を取り、定期的に健康診断を受けるなど、日頃から健康管理に努めましょう。疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直しましょう。</p> <p>(3) 妊産婦及び年少者には、重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業や薬剤の扱い、深夜作業を行わせないようにします。また、高齢者の加齢による心身機能の変化を踏まえ、健康管理を含めた総合的な安全講習を通じて、高齢者自身やその周囲の者の安全意識の向上に努め、作業分担、作業方法等について配慮しましょう。</p>	<p>《農作業安全運動》</p> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">トラクター事故の3つの特徴</div> <p>1 走行中の転倒・転落</p> <ul style="list-style-type: none"> ●直角カーブ、鋭角カーブ、坂道走行 ●狭い道幅、草むらで路肩・境界不鮮明 ⇒ブレーキの連結ロック、スピードを抑える <p>2 作業機の取替・修理時の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間違った手順での事故 <p>3 乗降中の転落</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大型化により車高が高くなって ⇒とくに降車時は後ろ向きに <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">コンバイン事故の3つの特徴</div> <p>1 走行中(圃場・道)の転落、横転</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死角:バック・足下など(機械の大型化により、死角が拡大) ⇒誘導者をつける、道幅を示すボールの設置など ●グレーンタンクに粉が一杯になるにつれ、重心が上昇、かつ、タンク側に傾き、転倒しやすくなる ⇒バランスを考えた操作を <p>2 整備中の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンバインはカバーを外すと「回転物」だらけ ⇒整備で手を出すときは、「回転を止めて！」 <p>3 「手こぎ」での巻き込まれ事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●だぶつく手袋の着用、無理な姿勢での手こぎ ⇒びったりした手袋着用、稲束は押し出すように入れる <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">刈払機事故の4つの特徴</div> <p>1 傾斜面・法面の不安定姿勢による事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●30~40°以上の傾斜地・法面は滑りやすい ⇒小段の設置、スパイク靴の着用 <p>2 回転刃の事故(接触、飛散物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●キックバックや小石、チップの飛散 ⇒防護の徹底、飛散防止カバーを外さない <p>3 事前の環境確認で防ぐ事ができた事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●草むらの中に潜む構造物、異物 ⇒慣れた場所でも、事前確認 <p>4 エンジンを止めずに起こった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●回転を止めず、草の詰まりなどを除こうとして ⇒確実に、エンジンを切ってから <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">脚立(三脚)使用の5つのポイント</div> <p>1 設置時にトントンと足を踏み込む</p> <p>最下段に乗って、体全体で脚立の足を踏み込み、脚立を安定に設置する</p> <p>2 天板に乗らない</p> <p>必要なら、より高い脚立を使用、樹高を低くする</p> <p>3 開脚防止チェーンをかける</p> <p>チェーンが短い場合、紐などで延長する</p> <p>4 昇降時に物を持たない工夫</p> <p>収穫物は、紐などで吊して降ろす</p> <p>5 脚立から身を乗り出さない</p> <p>身を乗り出さず、こまめに脚立を移動、直近で作業できるように</p>

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管
説明	・農作業を安全に行うために、作業員全員が、作業にあった適切な服装や保護具を着用し農作業事故の未然防止に努めましょう。また、作業終了後には清掃し、決められた場所に保管しましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 服装、保護具の着用例</p> <p>(1) ハウスのビニール被覆や修繕、果樹の剪定など高所作業を行う場合は、ヘルメットや命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものを履き、泥を落としましょう。</p> <p>(2) 動力刈払機を用いた除草では、保護眼鏡、フェイスシールド等の保護具を着用し、防振手袋を着用しましょう。</p> <p>(3) 巻き込まれ事故の危険性の高い作業では、袖口や裾が締った服装とし、頭髮は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等は身に着けず手袋もしてはいけません。</p> <p>(4) 農薬の調整・散布時には、専用の作業衣、保護具を着用し、マスクは用途に合った保証期間内のものを使用し、顔とマスクとの密着具合を確認しましょう。</p> <p>(5) 農薬散布後は、保護具を清掃の上、所定の場所に保管し、取り替え式マスクのフィルター等は捕集効果を確認し必要に応じて交換します。作業衣は、他の衣類（特に乳幼児の衣類等）と区別して洗いましょう。</p> <p>(6) 粉じんが発生する作業を行う際は、防じん眼鏡、防じんマスクを着用し、騒音を伴う作業の場合、耳栓又はイヤーマフを着用し、作業に必要な合図を決めておきましょう。</p> <p>2 作業環境における留意点</p> <p>(1) 熱中症(熱射病、熱けいれん等)防止のため、暑熱環境下での作業は、帽子の着用や汗を発散しやすい服装とし、水分と塩分をこまめに補給しましょう。</p> <p>(2) 冬場等の作業は、防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないようにしましょう。</p> <p>(3) 夜間作業を行う場合は、十分な照明を用意し、ヘルメットや作業服にも反射テープや反射シールを貼って目立ちやすくし、音や光による合図を考えておきましょう。</p>	<p>《適正な農作業時の服装・防護具》</p>  <p>《熱中症対策》</p>  <p>※農林水産省資料 (詳しくは以下の URL) http://www.maff.go.jp/j/seisan/sizen/sizai/s_kikaika/anzen/2016_summer.html</p>

(No. 39) 作業環境への対応【作業工程：計画、重要度：重要】

規範項目	・農作業事故につながるおそれのある作業環境の改善等による対応の実施
説明	・農作業事故を防止するために、地域内の危険箇所を把握するとともに、危険な作業の事故防止対策を実施しましょう。

【取組内容】

1 危険箇所の把握と対策

- (1) 事故が発生しやすい危険箇所を確認し、マップや表示板などで管理しましょう。
- (2) 転倒・転落の危険性が高い農道は、道路幅を確保し、路肩の標示やすれ違い場所を設けましょう。また、曲がり角は隅切りにし、路肩を分かりやすくするための除草を行い、軟弱箇所は補強しましょう。
- (3) ほ場への機械の出入りを容易にするため、出入口の傾斜を緩くしましょう。

2 危険な作業の事故防止対策

- (1) 挟まれ事故の防止のために、機械と柱や壁、樹木との間に必要な間隔を取って作業を行いましょう。樹園地等では、作業に危険な枝等は切りましょう。
- (2) 酸欠の危険性のある施設（サイロ等）では、入室する前に十分に換気を行い、他の人が立ち入らないようにし、作業場所及び時間を家族等に知らせましょう。
- (3) 倒壊等による事故防止のため、箱や袋等は、倒壊しないように適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしてはいけません。
- (4) 暑熱対策として、遮光や断熱材により温度の上昇を抑え、換気に努めましょう。また、施設内の作業は、35℃以上では行わない等のルールを決めましょう。
- (5) 著しい騒音や振動は、作業者間の連絡を妨げ事故原因となるほか、難聴や身体機能等の障害につながります。できるだけ振動や騒音の少ない機械を選択しましょう。
- (6) 視力の衰えや目が疲れないように作業場所は適切な明るさの光源を用意して視界を確保し、足元まで照らすようにしましょう。
- (7) 長時間同じ姿勢を続ける作業は、肩こりや腰痛等の原因や事故要因になるので、作業台や棚の高さ、作業工程の変更により作業姿勢を改善しましょう。
また、重い荷物の運搬は、転倒や腰痛等の原因になるので、複数人での運搬、運搬台車の利用等により、なるべく負担を少なくするように努めましょう。

《危険箇所の事例》



農道の路肩



ほ場の出入口傾斜

《物理的事故対策の事例》

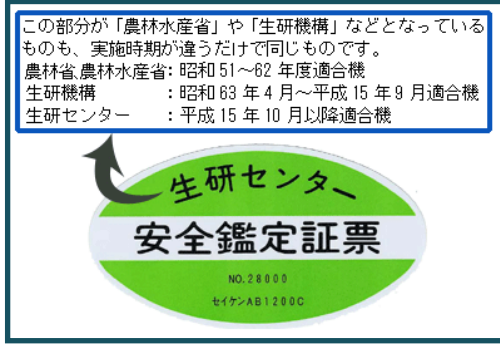



ラック式りんごCA貯蔵庫の点検口



りんごCA貯蔵庫内扉を開ける時は立入禁止

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	
説明	・農作業を安全に行うために、事前に機械、装置、器具等の安全装置や防護カバー等の安全装備等の確認を行い、異常がある場合は、適切な調整や修理を行うなど、管理に留意しましょう。	
<p>【取組内容】</p> <p>1 安全装備等の確認・点検</p> <p>(1) 安全に農作業を行うため、日頃から農業機械・器具の点検や適正な操作等を心がけましょう。</p> <p>(2) 機械・器具を用いる場合は、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても確認しておきましょう。もし、異常がある場合には、必ず調整又は修理を受けるなどの必要な措置を取りましょう。</p> <p>(3) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、法律に基づく点検は必ず受け、法律の規定がなくとも、年に1回は認定整備施設等で整備しましょう。</p> <p>(4) 機械の保管に当たっては、事故防止のため昇降部を下げるとともに、キーは抜いておきましょう。搭載式やけん引式の作業機において、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は、必ず使用しましょう。また、作業後は機械を清掃し、作物のくず、泥、ほこり等を取り除き、グリスアップ（注油）等を行い保管しましょう。</p> <p>2 機械の導入時の留意事項</p> <p>(1) 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、一定基準以上の安定性を有する機械であることを示す安全鑑定証票又は型式検査合格証票の有無を参考としましょう。</p> <p>また、中古機械を導入する場合は、安全装置の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、適切な整備を行いましょ。</p> <p>(2) 機械は安全に出入りでき、機械等の点検・整備を行うことができる格納庫に保管しましょう。</p>		<p>《安全鑑定》</p> <p>安全鑑定は、農業機械を「安全鑑定基準及び解説」に基づいてチェックし、基準に適合する一定水準以上の安全性を有するかどうか判定するものです。</p> <p>【安全鑑定証票】</p>  <p>この部分が「農林水産省」や「生研機構」などとなっているものも、実施時期が違っただけで同じものです。 農林省・農林水産省：昭和51～62年度適合機 生研機構：昭和63年4月～平成15年9月適合機 生研センター：平成15年10月以降適合機</p> <p>《型式検査》</p> <p>型式検査は、農業機械化促進法に基づき、農業機械の性能、構造、耐久性及び操作の難易について「型式検査の主要な実施方法及び基準」による評価判定を行うものです。</p> <p>【型式検査合格証票】</p>  <p>※農業機械化促進法廃止（平成30年4月1日施行）となるが、改正農研機構法で、農研機構の行う安全性検査を規定することにより、引き続き農業機械の安全性を確保することとしている。</p>

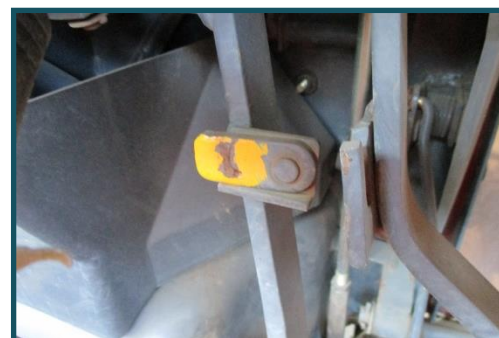
(No. 41) 機械等の利用

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目 ・ 機械・装置・器具等の適正な使用	
説明	・ 農作業事故の多くが、使い慣れた機械の取扱中に発生し、油断や慣れが事故につながっているため、機械・装置・器具等を取り扱う前に、今一度、取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項等をよく理解しましょう。
【取組内容】	
1 取扱説明書	
	決められた場所に保管し、使用上の注意点、安全装置、危険回避方法等を十分に理解しましょう。また、作業者全員が機械の停止法を知っておくことも重要です。
2 乗用型機械の使用の留意点	
(1)	安全フレーム等が装着可能な機械は必ず装着し、シートベルトも着用しましょう。
(2)	エンジンの始動時は駐車ブレーキや付近に人がいないことを確認し、後進発進時は減速し、旋回方向に障害物がないか確認しましょう。
(3)	ブレーキやクラッチ操作に支障となるため、運転席の足元には物は置かず、左右独立ブレーキは、走行、登降坂、うね越え時には必ず連結しましょう。
(4)	暴走するおそれがある急な下り坂では、走行クラッチを切ったり変速の中立など、惰性で走行することや、急旋回、急発進、急停止はやめましょう。
(5)	道路走行時は、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守しましょう。
(6)	作業機の着脱は、スタンド等が付いている場合は必ず使用し、作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際はエンジンを停止しましょう。
3 脚立、はしごの使用の留意点	
(1)	安定した場所に設置し、風雨の強い場所では使用しないようにしましょう。
(2)	開き止め等の固定金具は確実にロックし、たたんだままや水平にしての使用はやめ、運搬時や設置時に、送配電線等に触れないように注意しましょう。
4 用具使用時の留意点	
	包丁、なた、かま、フォーク等農具は、切粉等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人に接触したりしないように作業位置、方向を工夫しましょう。



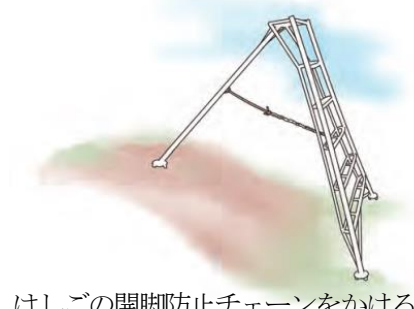
取扱説明書の保管



片ブレーキ連結部分



ブレーキの連結



はしごの開脚防止チェーンをかける

(No. 42) 農薬・燃料等の管理

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：必須】

規範項目	・農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）、燃料等の適切な管理（毒物及び劇物取締法に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示は法令上の義務）
説明	・農薬や燃料等は、毒物及び劇物取締法や消防法などによって取扱いが定められているため、事故や盗難、紛失がないように適切に管理しましょう。また、作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を分けて保管しましょう。

【取組内容】

1 農薬の管理

- (1) 盗難や事故防止のため、農薬は鍵のかかる専用の保管庫や保管室に保管しなければなりません。万一、盗難又は紛失した場合は、警察署に通報しましょう。
- (2) 農薬保管庫は、衝撃や火災に耐える素材でできたものを選択し、直射日光の当たらない冷涼で乾燥した場所に設置しましょう。
- (3) 農薬が浸透・流出しない場所を選んで農薬保管庫を設置しましょう。
- (4) 農薬の容器は、密閉して保管しましょう。また、液状の農薬はトレーにまとめ、保管庫の最下段に保管するなど、地震などで容器が転倒した場合でも他の薬剤と混ざることがないように保管しましょう。
- (5) 農薬が漏出した場合、少量でも砂等で直ちに吸収しましょう。水をかけ流す行為は、水質汚濁につながります。また、農薬が流出した場合、警察署、消防機関、保健所等へ通報しなければなりません。
- (6) 農薬の誤飲・誤使用防止のため、ペットボトル等の容器へ移し替えてはなりません。
- (7) 毒物又は劇物に該当する農薬を保管する場所には、毒物について赤地に白色をもって「医薬用外毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字を表示しなければなりません。
- (8) 農薬を保管場所から希釈場所にトラック等で運ぶ場合は、こぼれないように工夫しましょう。

2 燃料の管理

- (1) 専用容器を使用し、専用の場所に保管するとともに、保管場所には、消化器を備え、火気は厳禁とし、部外者が立ち入らないよう、鍵をかける必要があります。
- (2) 燃料のそばで火花などを発する機械、工具等を使用してはいけません。

《毒物及び劇物取締法に基づく表示》

【毒物・劇物のステッカー】



《消防法に基づく表示》

【火気厳禁ステッカー】



《農薬の保管事例》



農薬の保管庫状況 ○



こぼれた水と和剤 ×

《消防法に基づく規制》

消防法では、以下の別表に示した指定数量以上の危険物を取り扱う製造所・貯蔵所又は取扱所を設置する場合や、施設の位置・構造又は設備を変更する場合、あらかじめ市町村等の許可を受ける必要があります。危険物の取扱いは危険物取扱者か、危険物取扱者の立会いが必要となります。

類別	法律による指定		政令による指定		
	性質	品名	性質	指定数量	
第1類	酸性固体	塩素酸塩類 次亜塩素酸塩類等	第一種酸性固体	50 kg	
			第三種酸性固体	1,000 kg	
第2類	可燃性液体	硫黄等	非水溶性液体	200 ℓ	
			水溶性液体	400 ℓ	
第4類	引火性液体	アルコール類	第一石油類	400 ℓ	
			第二石油類	非水溶性液体	1,000 ℓ
				水溶性液体	2,000 ℓ
			第三石油類	非水溶性液体	2,000 ℓ
水溶性液体	4,000 ℓ				


※法及び政令で定めるものうち農薬に関連する部分のみ掲載した。
（法：消防法、政令：危険物の規制に関する政令第11条の11、昭和63年12月）

(No. 43) 大規模乾燥調製施設の管理・運営体制の整備【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

<p>規範項目</p>	<p>・大規模乾燥調製施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化</p>
<p>説明</p>	<p>・大規模乾燥調製施設の設置・運営を適正に行うには、施設管理者とオペレーターの責任分担を明確にする必要があります。管理マニュアル等を整備し、なにか問題が発生した場合でも迅速に対応できるよう、日頃から、研修等によってオペレーターの資質向上に努めましょう。</p>
<p>【取組内容】</p> <p>1 管理・運営ルール等の整備</p> <p>(1) 荷受け・乾燥・調製等の作業工程だけではなく、日常的な作業環境の整備に関することもできるだけルール化し、作業員全員の理解を促すとともに、より安全で効率的な作業環境となるよう常にルールの見直しを行っていきましょう。</p> <p>(2) 施設運営に係る重要な判断は、施設管理者が責任をもって行うなど、管理者と施設のオペレーターとの役割分担を明確にしておきましょう。</p> <p>2 管理マニュアルの整備</p> <p>(1) 作業員が作業手順を理解できるように、施設内の見えやすい場所に乾燥調製機械の作業マニュアルを掲示しましょう。</p> <p>また、乾燥調制作業は長時間にわたるため、施設管理者が不在のときでも、乾燥調制作業の異常事態に対してオペレーターが対応できるよう対処方法についてのマニュアルを整備しておきましょう。</p> <p>(2) 乾燥調制作業は、穀類の乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設管理者はオペレーターに対し研修を実施する等して資質向上に努めましょう。</p> <p>(3) 常に作業記録を残し、万一の場合には、追跡調査や原因究明が行えるような体制づくりを行いきましょう。</p>	<p>《乾燥調製施設》</p>  

(No. 44) 事故後の備え

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：必須】

規範項目	・事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入（労働者災害補償保険法に定める労災保険加入手続きは法令上の義務）																									
説明	・労災保険は、雇用労働者の業務災害時補償が目的の公的保険で、農業者も一定要件において特別加入制度で加入できます。万が一の際に、経営を維持し、家族等の生活を守るために重要ですので、労災保険に加入しましょう。																									
【取組内容】	<p>1 労働者災害補償保険への加入</p> <p>(1) 労災保険は労働者の業務上や通勤途中の災害によるけがや病気を対象とする制度で、次の農業経営形態の場合、労働者の保険加入手続きが必要です。</p> <p>① 法人経営を行っている（株式会社、農事組合法人等）。</p> <p>② 個人経営でも、5人以上の労働者を常時雇用している。</p> <p>③ 個人経営でも、労働者を雇用しており自らが農業労災に特別加入手続きをしている。</p> <p>(2) 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者は労災保険で療養を行うか、必要な療養の費用を負担する必要があります。農作業事故が発生した場合に備え、労災保険（労働者災害補償保険）に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておきましょう。</p> <p>2 農業機械の保険の加入</p> <p>(1) 乗用型トラクターをはじめとする農耕作業用小型特殊自動車（コンバイン、スピードスプレー等）の農耕作業用自動車で最高速度が35km/h未満のものについては、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（自賠責保険）への加入義務はありませんが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力、任意保険に加入しましょう。</p> <p>(2) フォークリフト等の小型特殊自動車（農耕作業以外の特殊自動車で全長4.7m、全幅1.7m、全高2.8m、最高速度15km/h以下）を公道以外で使用する場合、自賠責保険の加入義務はありませんが、公道を一度でも走行する場合は加入が必要となります。</p> <p>3 外国人技能実習生</p> <p>実習実施機関は、実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出、その他これに類する措置を講じていることが義務付けられています。</p>	<p>《労災保険特別加入制度について》</p> <p>労災保険は、加入義務のない農業者の方も、以下のいずれかの場合、特別加入という形で任意加入できます。</p> <p>【指定農作業従事者】</p> <p>年間の農業生産物総販売額が300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の方で、以下の農作業に従事している方。</p>  <p>ア 動力により駆動する機械を使用する作業 イ セイロ、おろなどの除害欠乏危険場所での作業 エ 高さ2メートル以上の場所での作業 オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業</p> <p>【指定農業機械作業従事者】</p> <p>農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 動力耕うん機その他の農業用トラクター</td> <td>⑦ 次の定置式機械または携帯式機械</td> </tr> <tr> <td>② 動力掘り機</td> <td>・動力揚水機</td> </tr> <tr> <td>③ 自走式田植機</td> <td>・動力草刈機</td> </tr> <tr> <td>④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械</td> <td>・動力カッター</td> </tr> <tr> <td>⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械</td> <td>・動力脱穀機</td> </tr> <tr> <td>⑥ トラックその他の自走式運搬用機械</td> <td>・動力剪定機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・動力剪枝機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・チェーンソー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・単軌条式運搬機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・コンベヤー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 無人ヘリコプター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（農業、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）</td> </tr> </table> <p>【中小事業主等】</p> <p>詳しくは以下 URL を参照のこと。 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html</p>	① 動力耕うん機その他の農業用トラクター	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械	② 動力掘り機	・動力揚水機	③ 自走式田植機	・動力草刈機	④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械	・動力カッター	⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械	・動力脱穀機	⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	・動力剪定機		・動力剪枝機		・チェーンソー		・単軌条式運搬機		・コンベヤー		⑧ 無人ヘリコプター		（農業、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）
① 動力耕うん機その他の農業用トラクター	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械																									
② 動力掘り機	・動力揚水機																									
③ 自走式田植機	・動力草刈機																									
④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械	・動力カッター																									
⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械	・動力脱穀機																									
⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	・動力剪定機																									
	・動力剪枝機																									
	・チェーンソー																									
	・単軌条式運搬機																									
	・コンベヤー																									
	⑧ 無人ヘリコプター																									
	（農業、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）																									